

学校耐震化に関する意見書

学校施設の耐震化については、先の国会で「地震防災対策特別措置法改正案」が成立し、国の緊急措置が大幅に改善されたところである。

そうした中で、各地方自治体においても積極的な取り組みが始まっているが、反面各地方自治体の厳しい財政状況下において、その対応に苦慮しているのが実情である。

よって、政府においては今回の緊急措置に併せて、以下の対策を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地震災害が続く中で、児童生徒の安全を確保するため、すべての公立学校施設の耐震化を目指し、所要の予算確保に努めること。
2. 地方自治体の財政状況等を十分勘案の上、时限措置の延長を検討すること。
3. 補助率の嵩上げが行われたが、実際の工事単価との格差により自治体負担はまだまだ大きいのが実情であることから、補助単価の補正ルール等の設定を行い、きめ細かな対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣

文部科学大臣